

認知症の方に対する各種支援

認知症の方への支援（サービス）の概要を、実施主体毎にまとめました。認知症ケアパス一覧表と照らし合わせながら、概要を把握しておきましょう。

【二本松市が行っている事業】

1 認知症初期集中支援チーム

複数の専門職で認知症が疑われる人、認知症の人とその家族を訪問し、状況の評価を行い、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的に行うことで自立生活のサポートを行います。

《高齢福祉課包括ケア推進係 ☎23-3600》

《認知症初期集中支援チーム ☎070-8807-2308》

《各地域包括支援センター（P13）》

2 認知症サポーター養成事業

認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人とその家族を、あたたかく見守ることのできる「認知症サポーター」を養成しています。

《高齢福祉課包括ケア推進係 ☎23-3600》

3 認知症予防教室

認知症予防を目的とした教室です。地域包括支援センターと共同で実施しています。

《高齢福祉課包括ケア推進係 ☎23-3600》

《各地域包括支援センター（P13）》

4 認知症高齢者等見守りQRコード活用事業

外出時に保護されるなどの緊急時に、早期に身元を特定し高齢者の安全確保と、介護者の負担軽減を目的にQRコードを配布します。QRコードは衣類や持ち物に貼り付けて使用します。

《高齢福祉課包括ケア推進係 ☎23-3600》

5 通いの場

住民主体で、歩いて通える範囲の会場で定期的（週1回程度）な運動を中心に、おしゃべりなどして楽しく過ごす集まりです。

《高齢福祉課包括ケア推進係 電話23-3600》

6 避難行動要支援者避難支援制度

災害発生時に自力で避難することが困難な方が迅速に避難できるよう、「個別計画」を作成・管理する制度です。あらかじめ「避難行動要支援者」として登録しておくことで、平常時でも見守りや声かけなどの安否確認が強化されます。

《高齢福祉課長寿福祉係 ☎55-5114》

7 緊急通報システム

ボタンを押せば自動的に緊急通報センターにつながる「緊急通報装置」を貸与します。あらかじめ登録された協力員に連絡する等緊急時の対応ができ、安心して生活することができます。

《高齢福祉課長寿福祉係 ☎55-5114》

8 生きがいデイサービス

介護予防のため、施設まで専用のバスで送迎し、入浴や給食、日常動作訓練、趣味活動等を行います。サービスを利用している人同士で仲良くなり、孤独感の解消にも役立ちます。

《高齢福祉課長寿福祉係 ☎55-5114》

9 配食サービス(食の自立支援)

安否確認を兼ねて、栄養バランスのとれた昼食を平日にお届けします。糖尿病食や減塩食、きざみ食等の食事制限にも対応しています。

《高齢福祉課長寿福祉係 ☎55-5114》

10 措置入所

生活環境上の理由や経済的な理由により、居宅での養護が困難な高齢者について、老人ホーム入所判定委員会の審査により養護老人ホームへの入所を決定します。

《高齢福祉課長寿福祉係 ☎55-5114》

11 ようたすカー(二本松地域)

通院や買い物、公共施設に向かうときに利用できる予約制の乗合型タクシーです。事前登録が必要で、運行区域は二本松地域のみとなっています。

《高齢福祉課長寿福祉係 ☎55-5114》

12 デマンドタクシー（安達・岩代・東和地域）

ジャンボタクシーでご自宅のできる限り近い場所から、運行地域内の目的地まで運行する、予約制の乗合型タクシーです。利用には事前登録が必要です。

《秘書政策課総合政策係 ☎55-5090》

13 家族介護教室

介護の方法や知識を学べる他に、介護者の健康づくりやリフレッシュの機会となる内容の教室を開催します。

《各地域包括支援センター（P13）》

14 あんしんサポート（日常生活自立支援事業）

高齢者や障がいのある方々が、住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるように支援するサービスです。福祉サービスの利用手続きや、生活費などの金銭管理の援助をします。

《二本松市社会福祉協議会 ☎23-7867》

15 いきいきサロン

高齢者が集い、茶話会などにより楽しい時間を過ごすサロンです。

《二本松市社会福祉協議会 ☎23-7867》

16 福島県高齢者総合相談センター

高齢者やその家族が抱えている心配ごとや悩みごとの相談を電話、面接、手紙又はメールで受け付けています。また、専門家による法律、年金・保険、税金に関する相談にも応じています。

《☎024-524-2225》

17 福島県認知症コールセンター（認知症ほっと電話相談）

認知症介護の経験者が、認知症の症状・行動への対応の仕方や、認知症介護における悩み等様々な相談に応じています。

《☎024-522-1122》

18 法テラス福島

弁護士、その他各専門家（行政書士、社会保険労務士、司法書士、税理士、建築士、土地家屋調査士、社会福祉士等）による相談が受けられます。

《☎0570-078-370》

【地域のつながり】

19 老人クラブ

会員間の交流と親睦を図りながら、地域の美化運動等の社会参加活動を行っています。地元の役員の方や、各支所地域振興課市民福祉係、住民センターにお問い合わせください。

【その他の支援】

20 成年後見制度

判断能力が不十分な人（本人）の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を（本人とともに）本人の保護者が行うことによって、本人の意思や自己決定を尊重しながら本人を保護するための法律上の制度で、法定後見制度と任意後見制度に大別されます。

《各地域包括支援センター（P13）》

コラム

～共生社会の実現を推進するための認知症基本法～

この法律では認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現を推進するために、以下の8つの施策を定めています。

- ① 認知症の人に関する国民の理解の増進等
- ② 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進
- ③ 認知症の人の社会参加の機会の確保
- ④ 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の確保
- ⑤ 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等
- ⑥ 相談体制の整備及び孤立への対策
- ⑦ 研究等の推進等
- ⑧ 認知症の予防等

21 オレンジカフェ(認知症カフェ)

認知症の方やその家族、地域住民等だれでも自由に参加できる、息抜きや情報交換、相談・語らいの場として開催されています。開催日時や開催場所・費用等はお問合せ下さい。

地域	カフェ名称	問合せ先
二本松地域	まんまるカフェ	二本松第1地域包括支援センター 62-2223
二本松地域	オハナカフェ	グループホームオハナハウス 24-1153
二本松地域	ふれあいカフェ	二本松第2地域包括支援センター 24-5567
二本松地域	あだたらカフェ	二本松第3地域包括支援センター 62-7520
安達地域	オレンジカフェほっと ゆい	安達地域包括支援センター 23-8267
岩代地域	オレンジカフェいわしろ	二本松いわしろ紀行 24-5225
東和地域	はやまカフェ	東和地域包括支援センター 61-7100

コラム

「チームオレンジ」

認知症サポーターが認知症に対する正しい理解を得たことを契機に、自主的に行ってきた活動をさらに一歩前進させ、地域で暮らす認知症の人や家族の困りごとの支援ニーズと認知症サポーターを結びつけるための「チームオレンジ」の取組が開始されています。

「チームオレンジ」の活動は、外出支援、見守り・声かけ、話し相手、認知症の人の居宅へ出向く出前支援等が考えられます。メンバーの誰もが楽しみながら役割を果たし、引きこもりがちな生活になることを未然に防ぐ取組となるように工夫します。認知症の人もメンバーとしてチームに参加することや、地域の企業や事業者との連携体制を構築することが望まれます。